限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市公郷町三丁目九二番地
五七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　靖男

右被相続人は平成二十七年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十四日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日
神奈川県横須賀市大滝町一―二六清水ビル三階　横須賀市民法律事務所
相続財産管理人村中美穂
代理人弁護士　小林　秀俊
同　松田恵理子

限定承認公告

本籍三重県四日市市伊倉一丁目一三七番地
一、最後の住所三重県四日市市石塚町二番一五号
被相続人　亡　倉本　文雄

右被相続人は平成二十七年十月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十四日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日
三重県四日市市石塚町二番一五号
相続財産管理人　中井　志穂

限定承認公告

本籍沖縄県宜野湾市伊佐三丁目二八九番地二一九、最後の住所沖縄県沖縄市胡屋一丁目四番二九号ライオンズマンション胡屋一〇一号
被相続人　亡　川崎　基邦

右被相続人は平成二十八年一月四日死亡し、その相続人は平成二十八年四月二十日那覇家庭裁判所沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十八日
沖縄県那覇市壺川二丁目二番地九（株）健食沖縄ビル三―Ａ　沖縄つばさ法律事務所
限定承認者川崎舞子
代理人弁護士　松尾　晋哉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十一月四日
掲載頁　六十四頁（号外第二四九号）

平成二十八年四月二十八日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
Ｍｉｒａｄａ特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一優先出資六千五百万口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年五月三十一日までに当社にご提出ください。

平成二十八年四月二十八日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
Ｍｉｒａｄａ特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年五月十三日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的
初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件
特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期
取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法
減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類
全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法
減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法
優先出資一口につき金一円での有償消却とする。
各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法
消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全ての優先出資。

平成二十八年四月二十八日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩツー
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年五月十三日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的
初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件
特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期
取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法
減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類
全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法
減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法
優先出資一口につき金一円での有償消却とする。
各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法
消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
全ての優先出資。

平成二十八年四月二十八日
東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
特定目的会社ＫＩＷＩフォー
取締役　山﨑　亮雄